

岩手県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 都市計画施設（市場）
- （2）名称 1号宮古魚市場
- 2（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）
- （2）名称 鉾ヶ崎・光岸地地区土地区画整理事業